

マンション等安心居住推進事業

1. 目的

良質な分譲マンションのストックの形成を促進するため、マンションの維持管理・再生について、ソフト面やハード面のあり方を見直す管理組合等を対象にモデル的に支援を行うとともに、地域レベルの相談体制の整備等を推進する。

2. 内容

(1) モデル支援に係る事業

補助対象

円滑な維持管理・再生に関する課題の特性に応じて、以下の4タイプのマンションを対象

- ・管理の適正化を図るマンション
- ・第三者管理方式に取り組むマンション
- ・老朽マンション
- ・団地型マンション

事業主体

- ・マンション管理組合
- ・マンション管理組合の活動を支援する法人

補助率

1) 経済的負担力が脆弱であるマンション

- ・300万円までは10/10補助
- ・300万円を超える費用分については1/2補助

2) 1) 以外のマンション

- ・すべて1/2補助

限度額

1 マンション当たり500万円/年

(2) 相談体制の整備等に係る事業

補助対象

維持管理・再生に関する地域レベルの相談体制の整備や、専門家のスキルアップのための人材育成研修等を行う費用

事業主体

マンション管理組合の活動を支援する法人等

補助率

10/10補助

マンション等安心居住推進事業のイメージ



適切な長期修繕計画に見直したい

役員のなり手不足を解消したい

団地の管理見直しや建物再生に取組みたい

老朽マンションの改修や建替えに取組みたい

マンションに関するソフト(管理)面やハード(建物)面での課題の存在

管理組合等を全国的に公募・選定

解決方策の検討を行う管理組合等をモデル的に支援

得られたノウハウを全国的に活用

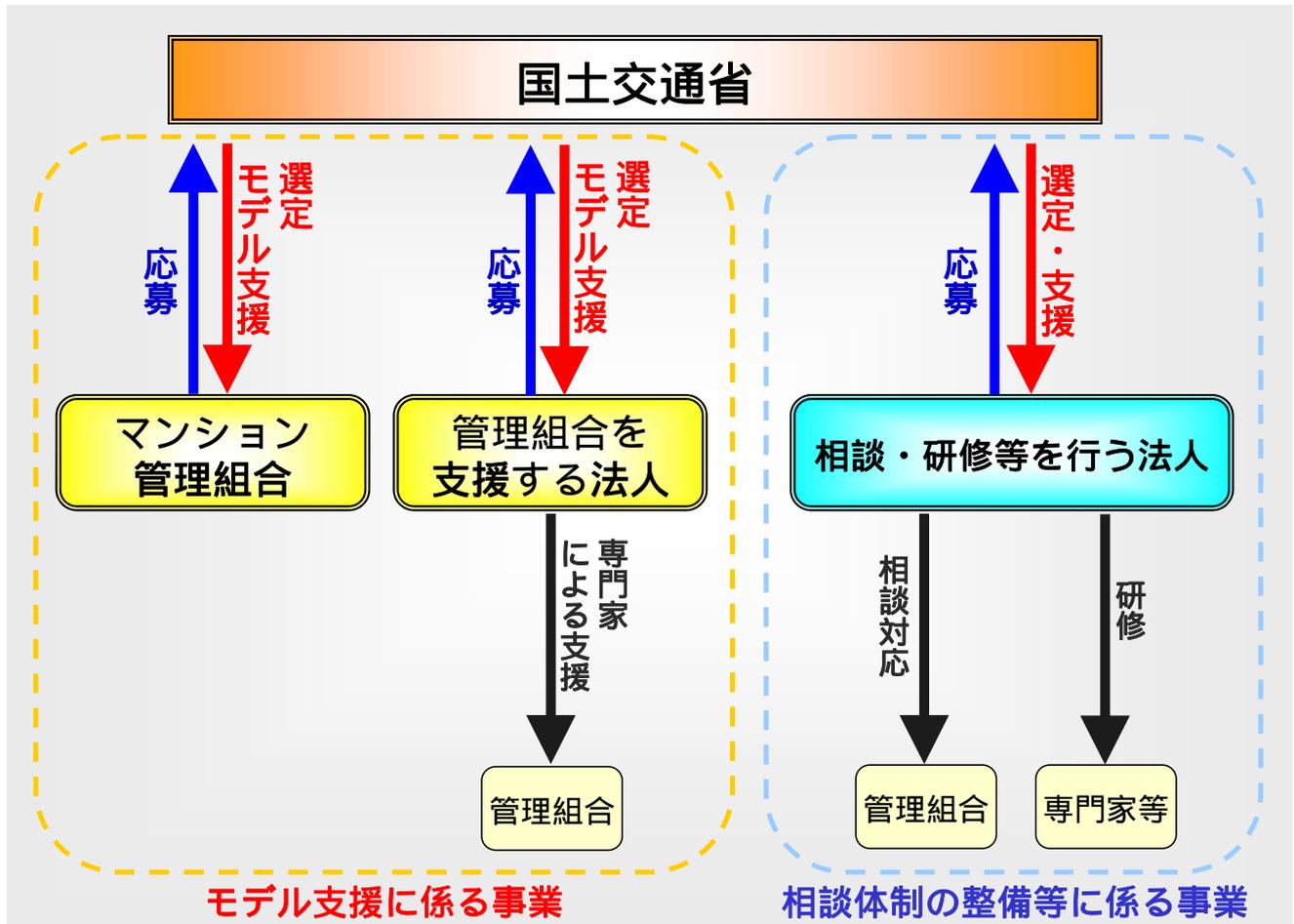
マンション問題に関する相談体制を整備する法人を支援
専門家の人材育成のための研修等を実施する法人を支援

マンション等安心居住推進事業の概要

〔事業全体の詳細・応募手続きについては、国土交通省ホームページにて公表している募集要領をご参照下さい。〕

HPアドレス：<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/manmodelsyousai.htm>

・実施体制概要図



・モデル支援に係る事業の補助の対象となる経費

課題解決方策の検討に係る、調査、診断、計画作成に係る経費

(例)エレベーター設置のための調査・検討経費

長期修繕計画を見直すための調査・診断経費 等

工事費 (エレベーター設置費用、修繕工事費用等) は対象となりません。

・モデル支援に係る事業の補助率

	対象地域	補助率	限度額 (国費)
			1マンション当たり
マンション等安心居住推進事業 (モデル支援に係る事業)	全国	・50%補助	500万円
経済的負担能力が脆弱である マンション		・300万円までは定額補助 ・300万円超は50%補助	

* 脆弱基準の詳細については、募集要領7ページ等をご参照下さい。